

自転車安全利用5則

※令和4年11月1日改正

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車使用上のお願い

- 1 ブレーキ、タイヤ、反射材、ハンドル、ベル、チェーン、ライトなどチェックポイントを重点的に点検し、整備された自転車を利用する。
- 2 自転車は「車両」であるということを自覚する。
- 3 通学などには点検済の証明である「TSマーク」を貼った安全な自転車を利用する。

〈 自転車安全整備制度「TSマーク」 〉

整備不良自転車をなくし、自転車の安全な利用の推進により、交通事故防止を図る目的で、昭和54年に創設された道路交通法に基づく制度です。

- 自転車整備士が自転車整備店(上記の店章を掲出している自転車販売店)で整備して基準に適合した安全な自転車であることを確認し、その証票としてTSマーク(TSとは TRAFFIC SAFETY の略)を自転車に貼付するとともに、自転車の安全な利用についても指導します。
- TSマークには、事故時に自分がけがをした場合に対処できる傷害補償と、歩行者や自転車利用者にけがを負わせた場合などに対処できる賠償責任補償が付帯されています。(有効期間は1年)

青色TSマーク

	傷害補償	○入院15日以上	(一律)	1万円
		○死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律)	30万円
	賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1~7級)	(限度額)	1,000万円

赤色TSマーク

	傷害補償	○入院15日以上	(一律)	10万円
		○死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律)	100万円
	賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1~7級)	(限度額)	1億円
	被害者見舞金	○入院15日以上	(一律)	10万円

緑色TSマーク(R4.12.1~新採用)

	傷害補償	○入院15日以上	(一律)	5万円
		○死亡・重度後遺障害(1~4級)	(一律)	50万円
	賠償責任補償	○死亡・傷害(すべての人身事故) ※示談交渉サービス付き	(限度額)	1億円

自転車事故と損害賠償

きちんと整備をしても、安全運転をする意識がなければ交通事故の加害者になってしまう場合があります。加害者になってしまった場合、被害者に対して損害賠償を支払う場合があります。

- 1 男子小学生が運転する自転車による人身事故(平成 20 年 9 月/兵庫県)
夜中、マウンテンバイクを運転していた当時小学 5 年生の男の子が、散歩中の 62 歳の女性をはねる。女性は、頭蓋骨を骨折し、重い後遺症を負った。
→平成 25 年 7 月に神戸地裁は保護者に 9,521 万円の賠償を命じる。
- 2 自転車の斜め横断による事故
男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男子会社員(24 歳)と衝突。男子会社員に重大な傷害(言語機能の喪失等)を負わせる。
→平成 20 年 6 月に東京地裁は 9,266 万円の賠償を命じる。
- 3 ながら運転の自転車による人身事故(平成 14 年 9 月/神奈川県)
スマートフォンを操作しながら自転車を運転していた当時 16 歳の女子高生が、歩行中の看護師女性(57 歳)と衝突。被害者女性は手足に痺れが残って歩行困難になり失職した。
→平成 17 年 11 月に横浜地裁は女性に 5,000 万円の賠償を命じる。
- 4 ながら運転の自転車による死亡事故(平成 29 年 12 月/神奈川県)
スマートフォンを操作しながら自転車を運転していた当時 20 歳の女子大学生が、近くに住む 77 歳女性に衝突し死亡させる。
→平成 30 年 8 月に横浜地裁は女子大生に対して禁固 2 年、執行猶予 4 年(求刑禁固 2 年)の判決を言い渡した。

以上のように、近年自転車事故の損害賠償が高額化している傾向にあります。自転車も車両の一種ということを意識し、法令やマナーを守り運転しましょう。